

千葉県中央いきいきプラザ指定管理者募集要項等に関する質問の回答

No.	関係書類	頁	質 問	回 答
1	管理運営の基準	3	高齢者福祉講座において、「各年度1人1講座の受講を原則とし、翌年度、同一内容の講座の受講を認めない」のは、同一区内でのという理解でよろしいでしょうか。	同一区内で認めないものとします。
2	管理運営の基準	3	生きがい活動支援通所事業での、利用者の選定で、同一利用者の重複利用は認めないとは、生きがい活動支援通所事業に限定されるのでしょうか。現在、生きがい活動支援通所事業と機能回復訓練は2つの事業を利用することができないことになっていますがどのようになるのでしょうか。	この記載事項については、生きがい活動支援通所事業に限定しているものになります。また、機能回復訓練との重複利用については、現在は募集時等に市と協議をし、諸条件等を決定しておりますが、今後も、多くの方に利用していただくため、重複利用は認めない方針です。
3	管理運営の基準	4	生きがい活動支援通所事業の管理運営に係る仕様書で示された傷害保険加入の費用は利用者ではなく、指定管理者の負担と考えればよろしいでしょうか。	指定管理者の負担になります。

4	管理運営の基準	12 <p>修繕業務の業務対象範囲について、「1件100万円を超える修繕の実施については、原則として市で行うものとする。」と示されていますが、各区いきいきプラザ・いきいきセンターの管理に関する基本協定書(案)の(費用負担の確認)第35条第2項には「個別修繕に係る費用については、費用の額が1件につき【 】万円以下である場合には、当該費用が委託料に含まれるものとみなして乙が負担するものとし、費用の額が1件につき【 】万円を超える場合には、甲及び乙協議の上それぞれの負担を決定するものとする。この場合において、協議が整わないときは、甲が合理的な負担割合を定めて、これを乙に通知するものとし、乙は、当該通知の内容に従わなければならない。」との記載があります。管理運営の基準のとおりという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>管理運営の基準のとおりです。</p>
5	様式集	<p>申請用様式第9号 技術者経歴書</p> <p>ここに記載する「技術者」については、法人内で管理運営の基準に示された資格を有し、その業務に従事した者でよろしいでしょうか。また、「【本施設】の管理に関連する業務」とあるのは、他の類似施設における業務も該当するということよろしいでしょうか。</p>	<p>技術者については、管理運営の基準に示した資格を有する職員を記載し、提案書様式第15号に記載する職員と同一にしてください。</p> <p>「【本施設】の管理に関連する業務」については、他の類似施設においても該当します。</p>